

芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会の設置について

1 設置の目的

- ・ L R T 事業の優先整備区間である J R 宇都宮駅東側については、令和 4 年 3 月の開業を目指して、整備を進めているところであり、本年度は、停留場の整備や車両の製造を行う予定である。
- ・ そのような中、現在の停留場名称は、主に最寄りのバス停の名称等からつけた仮称であることから、開業に向けて正式名称を決定していく必要があり、より多くの町民・市民のマイレール意識を醸成し、末永く愛される L R T とするため、その位置を分かりやすく示すとともに利用者や地域から親しまれる停留場名称の検討を行う「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものである。

2 検討対象

芳賀・宇都宮 L R T 事業における優先整備区間に設置する 19 か所の停留場の正式名称について検討を行う。 **別紙 1** 参照

3 検討事項

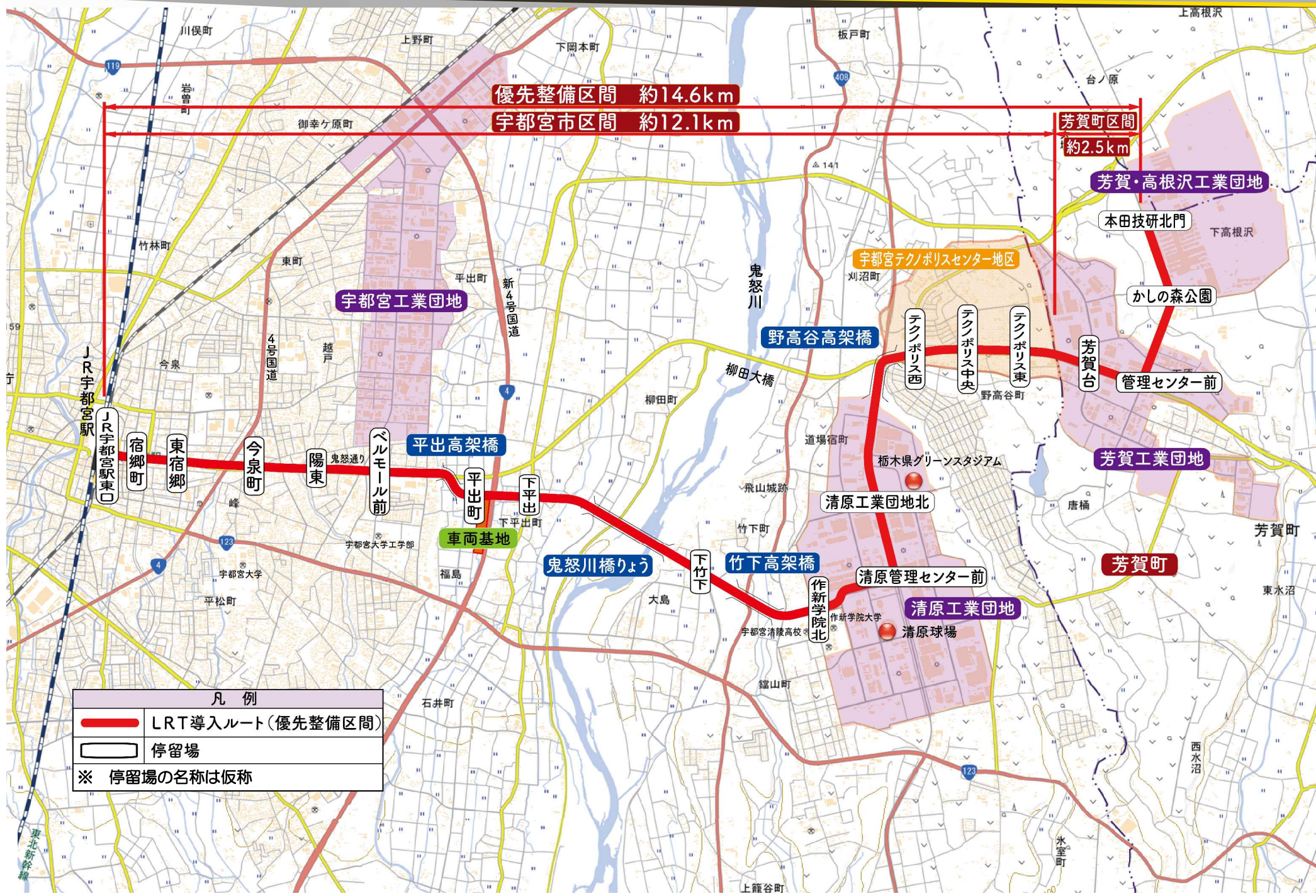
- ・ 名称の考え方に関すること。
- ・ 名称候補の選定基準に関すること。
- ・ 名称候補選定に係る町民・市民参加の方法に関すること。
- ・ 名称の検討結果を軌道整備事業者である芳賀町及び宇都宮市に提案すること。
- ・ その他名称候補選定に関し必要な事項に関すること。



4 検討組織

「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会設置要綱」 **別紙 2** 参照

【参考】名称検討事例

路線名	名称決定方法
仙台市東西線 (H27 年 12 月)	「駅名検討委員会」において討議し、鉄道事業者（仙台市交通局）が決定
名古屋市桜通線 (H23 年 3 月)	「駅名称等検討委員会」において討議し、鉄道事業者（名古屋市交通局）が決定
富山都心線 (H21 年 12 月)	「電停名称選定委員会」において討議し、軌道整備事業者（富山市）が決定
福岡市七隈線 (H19 年 3 月)	鉄道事業者（福岡市交通局）作成の駅名案に対する市政モニターのアナケートを参考に、鉄道事業者が決定
大阪市今里筋線 (H18 年 12 月)	鉄道事業者（大阪市交通局）作成の駅名案に対する地元意見を参考に、鉄道事業者が決定



凡例	
	LRT導入ルート(優先整備区間)
	停留場
※ 停留場の名称は仮称	

芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 芳賀・宇都宮 L R T 事業により新たに整備される停留場の名称（以下「名称」という。）を検討するため、芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、前条の目的に従い、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 名称の考え方に関すること。
- (2) 名称候補の選定基準に関すること。
- (3) 名称候補選定に係る町民・市民参加の方法に関すること。
- (4) 名称の検討結果を軌道整備事業者である芳賀町及び宇都宮市に提案すること。
- (5) その他名称候補選定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 地域委員，行政委員，軌道運送事業者委員は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第 5 条 委員会には、別表第 2 に掲げるオブザーバーを置く。

（会議）

第 6 条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、宇都宮市建設部LRT企画課、芳賀町建設産業部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	氏名	役職等
有識者委員	古池 弘隆	宇都宮共和大学特任教授
	橋本 澄朗	宇都宮市文化財保護審議委員会委員長
	鎌田 美千子	宇都宮大学准教授
地域委員	大森 幹夫	今泉地区コミュニティ協議会会長
	塩竈 修一	峰地区まちづくり推進協議会会長
	植木 稔	陽東地区まちづくり協議会会長
	吉澤 恭一	平石地区まちづくり協議会会長
	直井 重信	清原地域振興協議会会長
	廣田 靖	芳賀町自治会連合会会長
行政委員	鎌田 秀一	宇都宮市副市長
	古谷 一良	芳賀町副町長
軌道運送事業者委員	中尾 正俊	宇都宮ライトレール株式会社常務取締役

別表第2（第6条関係）

オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
	関東自動車株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社